

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ラクーン

(941854)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	7
第3 【設備の状況】	8
1 【主要な設備の状況】	8
2 【設備の新設、除却等の計画】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
① 【株式の総数】	9
② 【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	12
(4) 【大株主の状況】	12
(5) 【議決権の状況】	13
① 【発行済株式】	13
② 【自己株式等】	13
2 【株価の推移】	13
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
【中間財務諸表等】	15
(1) 【中間財務諸表】	15
① 【中間貸借対照表】	15
② 【中間損益計算書】	18

③ 【中間株主資本等変動計算書】	19
④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】	20
(2) 【その他】	30
第6 【提出会社の参考情報】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年 1 月29日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成18年 5 月 1 日 至 平成18年10月31日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACC00N CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町27番 2 号 渡菊第 3 ビル 3 階
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼管理部長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町27番 2 号 渡菊第 3 ビル 3 階
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼管理部長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成16年 5月1日 至平成16年 10月31日	自平成17年 5月1日 至平成17年 10月31日	自平成18年 5月1日 至平成18年 10月31日	自平成16年 5月1日 至平成17年 4月30日	自平成17年 5月1日 至平成18年 4月30日
売上高 (千円)	—	917,022	1,472,135	1,247,654	2,289,221
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	28,825	△20,433	23,710	95,689
中間（当期）純利益又は 中間（当期）純損失 (△) (千円)	—	35,428	△77,931	45,275	122,267
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	370,650	727,800	370,650	717,900
発行済株式総数 (株)	—	5,196	8,910	5,196	8,808
純資産額 (千円)	—	208,037	1,155,016	172,609	1,213,926
総資産額 (千円)	—	561,651	1,552,405	391,363	1,591,723
1株当たり純資産額 (円)	—	40,038.08	129,631.53	33,219.60	137,820.94
1株当たり中間（当期） 純利益金額又は1株当 たり中間（当期）純損失金 額（△） (円)	—	6,818.48	△8,800.85	9,107.99	19,438.45
潜在株式調整後1株当 たり中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—	15,966.75
1株当たり中間（年間） 配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	37.1	74.4	44.1	76.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	14,881	29,155	△1,120	90,858
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△36,092	△56,178	△37,300	△61,651
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	78,144	△47,435	14,649	922,929
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	—	153,173	973,918	96,240	1,048,376
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	36 (34)	48 (33)	35 (25)	45 (35)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

第10期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額又は1株当たり中間（当期）純損失金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員の当該期間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年10月31日現在

従業員数（人）	48（33）
---------	--------

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工は含み常用パートは除く。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景として、設備投資の拡大、雇用情勢の改善等がみられ、総じて緩やかな回復を維持する状況で推移しました。

当社を取り巻く流通業界におきましても、企業業績は回復基調で推移しております。

このような状況の中、当社は、主力事業である「スーパーデリバリー」に関しては積極的に会員小売店、出展企業及び商材掲載数の拡大を行いました。また、「オンライン激安問屋」に関しては利益率の向上及び業務の効率化を推進いたしました。

加えて、平成18年10月からは、新たに策定した「中期経営戦略」に従って「スーパーデリバリー」会員小売店獲得を加速するための広告投資の拡大を行っております。

また、「中期経営戦略」に従い繰延税金資産の再評価を行った結果、当中間会計期間末において繰延税金資産57,000千円の取崩しを行っております。

以上の結果、売上高1,472,135千円（前年同期比160.5%）、経常損失20,433千円（前年同期経常利益28,825千円）、中間純損失77,931千円（前年中間純利益35,428千円）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

「スーパーデリバリー」に関しましては、重要指標として位置づけている会員小売店数、出展企業数及び商材掲載数の拡大を推進いたしました。具体的には、会員小売店獲得のための広告活動、出展企業及び商材獲得のためのセミナー開催を中心とする営業活動等を行っております。その結果、各指標は順調に推移いたしておりますが、会員小売店の獲得ペースを出展企業の獲得ペースが上回り会員小売店数と出展企業数のアンバランスが生ずる結果となりました。

そのため、当社は平成18年10月より会員小売店数の獲得ペースを大幅に拡大すべく広告等の集客手段への投資を拡大いたしております。また、当中間会計期間終了後の平成18年11月より出展企業向けの料金体系の変更を行っておりますが、新料金体系での契約を望む企業が多く、新料金体系への移行直前の平成18年10月に関しては新規出展契約が減少いたしました。

上記の結果、「スーパーデリバリー」の売上高は、1,162,381千円（前年同期比197.1%）となりました。

「オンライン激安問屋」に関しましては、買取仕入から消化仕入への移行を図りました。移行に関しては予定よりも若干の遅れが生じたものの、第2四半期において目標であった消化仕入割合70%を概ね達成いたしており、結果として売上総利益率の向上及び業務の効率化が進んでおります。ただし、消化仕入への移行の結果、取扱商品に一部偏りが生じ売上高は前年同期に比べ減少いたしております。

上記の結果、「オンライン激安問屋」の売上高は、307,661千円（前年同期比94.0%）となりました。

「関連事業」に関しましては、平成17年11月より株式会社三洋倶楽部と代理店契約を締結し業務提携を行っております。当社は会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介し、株式会社三洋倶楽部が当社会員小売店に対して実行したビジネスローンの貸出残高に応じて代理店手数料を受け取っております。

上記の結果、「関連事業」の売上高は、2,092千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末より74,458千円減少し、973,918千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は29,155千円となりました。これはキャッシュ・フロー減少要因として税引前当中間期純損失19,786千円の計上及び取引量拡大による売上債権の増加64,286千円等があったものの、キャッシュフロー増加要因として減価償却費11,618千円をはじめとする資金の流出を伴わない項目、取引量の拡大による仕入債務の増加78,234千円及び「オンライン激安問屋」の取引方法変更により、たな卸資産の減少14,217千円等が発生したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は56,178千円となりました。これは主としてソフトウェア開発及びソフトウェア購入による無形固定資産の取得のための支出39,849千円にとるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は47,435千円となりました。これは主として借入金の期限前返済及び社債の定期償還によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社はアパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前年同期比 (%)
オンライン激安問屋 (千円)	307,661	94.0
スーパーデリバリー (千円)	1,162,381	197.1
商品売上 (千円)	1,044,568	209.8
小売店会費売上 (千円)	48,206	164.5
その他売上 (千円)	69,607	111.5
関連事業 (千円)	2,092	—
合計 (千円)	1,472,135	160.5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、新た発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

①競合企業への対応

当社の事業領域であるインターネットによる企業間取引サイト運営事業には昨今新規参入が相次ぎ、今後は競争がより一層激しくなってくるものと思われます。しかしながら、新規参入の増加はインターネットによる企業間取引サイトの認知向上及び企業間取引市場の市場規模拡大につながる可能性が高く、当社にとってもメリットは大きいと考えます。

当社では、検索システム強化等により顧客の利便性の向上を図るとともに顧客の求める商品を常に研究し、品揃えの充実を進めることにより、会員小売店の当社への仕入依存度の向上、ひいては顧客単価の向上を図って参る予定です。

②顧客層の拡大

当社の成長の源は新規顧客層の獲得であると考えております。企業間取引は、消費者向け取引と比べ取引の反復性・継続性が高く、新規顧客の獲得は中長期的に当社の事業規模の拡大につながると考えております。現在の当社の主要顧客は社歴の浅い小規模小売店であります。しかしながら、それ以外の小売店に対しても、当社に対する潜在的な需要があるものと見込んでおり、こうした潜在需要を長期的に獲得していく必要があります。そのため、チラシ・ダイレクトメールを使用した広告・インターネット広告・出展企業と連動した展示会等を行い、費用対効果を見極めながらプロモーション活動を強化していく予定です。

③安定的収益の拡大

当社は、平成18年11月より出展企業向けの料金体系の変更を行い、出展企業から月額固定の出展企業基本料を徴収することとなりました。この料金体系の変更により、従来からの会員小売店からの安定的収益（小売店月会費）に加え、出展企業からも安定収益（出展企業基本料）を確保するという収益構造になりました。

当社は、会員小売店獲得を推進すると同時に、出展企業の獲得もより一層推進し、安定的収益の拡大、ひいては当社収益の安定的拡大を図る予定です。

④掲載商品に関する法的リスクの管理

当社の取扱う商品は多岐にわたり、化粧品や健康食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社では掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間においては、新たに本社移転及びソフトウェアへの投資を計画しておりますが、現段階においては金額、支出時期等は確定しておりません。また、設備の除却、売却等に関して新たな計画はございません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,784
計	20,784

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （平成18年10月31日）	提出日現在発行数（株） （平成19年1月29日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	8,910	9,028	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	8,910	9,028	—	—

（注） 「提出日現在発行数」欄には、平成19年1月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年7月30日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 （平成18年10月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年12月31日）
新株予約権の数（個）	770	652
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2.	770	652
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1.	200,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成26年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3.	同左
代用払込みに関する事項	—	—

（注） 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株（発行時の1単元株は1株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

（1）新株予約権の一部行使はできないものとする。

（2）新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

（3）新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

（4）新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

（5）その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

② 平成17年7月29日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年12月31日)
新株予約権の数（個）	142	140
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）(注)2.	142	140
新株予約権の行使時の払込金額（円）(注)1.	200,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成27年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.	(注)3.
代用払込みに関する事項	—	—

（注）1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株（発行時の1単元株は1株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

（1）新株予約権の一部行使はできないものとする。

（2）新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは会社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当該会社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、会社または会社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、会社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

（3）新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

（4）新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

（5）その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成18年5月1日～ 平成18年10月31日 (注)	102	8,910	9,900	727,800	9,400	581,200

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割 (%)
小方 功	東京都中央区日本橋箱崎町41-6-1101	2,734	30.68
NISグループ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1新宿エルタ ワー15F	500	5.61
ノムラシンガポールリミテッドアカ ントノミニエフジェー205	東京都中央区日本橋1丁目9-1	240	2.69
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	166	1.86
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2-1神田東山ビル	160	1.79
ジャイク・インキュベーション一号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-13-5 赤坂エイ トワビル日本アジア投資株式会社内	147	1.64
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-4	63	0.7
ピー・エヌ・ピー・パリバ・セキュ リティーズ (ジャパン) リミテッド	東京都千代田区大手町1丁目7-2東京サン ケイビル	56	0.62
マネックス証券株式会社自己	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	54	0.6
モルガンスタンレーアンドカンパニ ーインターナショナルリミテッド	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3恵比寿ガー デンプレイスタワー	53	0.59
計	—	4,173	46.78

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,910	8,910	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	8,910	—	—
総株主の議決権	—	8,910	—

② 【自己株式等】

平成18年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高（円）	2,250,000	1,660,000	1,650,000	1,350,000	1,250,000	731,000
最低（円）	1,220,000	1,320,000	1,060,000	1,140,000	699,000	402,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）及び当中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年3月3日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)		当中間会計期間末 (平成18年10月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		153,173		873,900		1,048,376	
2. 売掛金		231,267		394,135		329,849	
3. たな卸資産		20,136		3,304		17,521	
4. 有価証券		—		100,018		—	
5. 繰延税金資産		35,000		—		57,000	
6. その他		12,510		11,022		15,104	
貸倒引当金		△1,690		△550		△1,818	
流動資産合計		450,398	80.2	1,381,831	89.0	1,466,034	92.1
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※ 1	7,931		5,482		6,469	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		69,965		84,916		64,876	
(2) ソフトウェア 仮勘定		11,345		45,955		36,762	
(3) その他		1,346		1,228		1,287	
無形固定資産合 計		82,658		132,100		102,926	
3. 投資その他の資 産		20,663		32,990		16,293	
固定資産合計		111,253	19.8	170,573	11.0	125,689	7.9
資産合計		561,651	100.0	1,552,405	100.0	1,591,723	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)			当中間会計期間末 (平成18年10月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1. 買掛金		138,076			259,549			181,314		
2. 1年以内返済予 定の長期借入金		52,920			15,540			44,100		
3. 1年以内償還予 定の社債		16,000			16,000			16,000		
4. 未払費用		19,893			10,220			15,125		
5. 引当金		7,733			22,527			9,435		
6. その他	※ 2	26,145			53,750			55,645		
流動負債合計			260,768	46.4		377,588	24.3		321,621	20.2
II 固定負債										
1. 社債		34,000			18,000			26,000		
2. 長期借入金		58,845			—			30,175		
3. その他		—			1,800			—		
固定負債合計			92,845	16.5		19,800	1.3		56,175	3.5
負債合計			353,613	62.9		397,388	25.6		377,796	23.7
(資本の部)										
I 資本金			370,650	66.0		—	—		717,900	45.1
II 資本剰余金										
1. 資本準備金		—			—			571,800		
資本剰余金合計			—	—		—	—		571,800	35.9
III 利益剰余金										
1. 中間(当期)未 処理損失		162,612			—			75,773		
利益剰余金合計			△162,612	△28.9		—	—		△75,773	△4.8
資本合計			208,037	37.1		—	—		1,213,926	76.3
負債資本合計			561,651	100.0		—	—		1,591,723	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)			当中間会計期間末 (平成18年10月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1. 資本金			—	—		727,800	46.9		—	—
2. 資本剰余金										
(1) 資本準備金		—			581,200			—		
資本剰余金合計			—	—	581,200		37.4		—	—
3. 利益剰余金										
(1) その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		—			△153,704			—		
利益剰余金合計			—	—	△153,704		△9.9		—	—
株主資本合計			—	—	1,155,295		74.4		—	—
II 評価・換算差額等										
1. その他有価証券 評価差額金			—	—	△278				—	—
評価・換算差額等 合計			—	—	△278		△0.0		—	—
純資産合計			—	—	1,155,016		74.4		—	—
負債純資産合計			—	—	1,552,405		100.0		—	—

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)			当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)			
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	
I 売上高	※ 1 ※ 2		917,022	100.0		1,472,135	100.0		2,289,221	100.0	
II 売上原価			633,871	69.1		1,109,113	75.3		1,624,802	71.0	
売上総利益			283,151	30.9		363,022	24.7		664,419	29.0	
III 販売費及び一般管理 費			252,918	27.6		384,536	26.1		532,966	23.3	
営業利益 (△損失)			30,232	3.3		△21,513	△1.4		131,452	5.7	
IV 営業外収益			1,335	0.1		2,102	0.1		2,518	0.1	
V 営業外費用			2,741	0.3		1,022	0.0		38,280	1.7	
経常利益 (△損失)			28,825	3.1		△20,433	△1.3		95,689	4.1	
VI 特別利益			—	—		646	0.0		—	—	
VII 特別損失			2,132	0.2		—	—		2,132	0.1	
税引前中間 (当期) 純利益 (△損失)			26,693	2.9		△19,786	△1.3		93,557	4.0	
法人税、住民税及 び事業税			265			1,144			2,290		
法人税等調整額			△9,000	△8,735	△1.0	57,000	58,144	3.9	△31,000	△28,710	△1.3
中間 (当期) 純利 益 (△損失)				35,428	3.9		△77,931	△5.2		122,267	5.3
前期繰越利益 (△ 損失)				△198,040			—			△198,040	
中間未処分利益 (△損失)			△162,612			—			△75,773		

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年 5 月 1 日 至 平成18年10月31日）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年4月30日 残高 (千円)	717,900	571,800	△75,773	1,213,926	—	1,213,926
中間会計期間中の変動額						
ストックオプションの権利 行使による株式の発行（千 円）	9,900	9,400		19,300		19,300
中間純利益（千円）			△77,931	△77,931		△77,931
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額（純額） （千円）					△278	△278
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	9,900	9,400	△77,931	△58,631	△278	△58,909
平成18年10月31日 残高 (千円)	727,800	581,200	△153,704	1,155,295	△278	1,155,016

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益 (△損失)		26,693	△19,786	93,557
減価償却費		9,180	11,618	20,550
貸倒引当金の増減額 (減少： △)		956	△1,268	1,085
賞与引当金の増減額 (減少： △)		2,327	7,938	3,379
販売促進引当金の増減額 (減少： △)		—	5,070	—
受取利息及び受取配当金		△3	△312	△27
支払利息		1,668	604	3,316
社債利息		123	374	492
社債発行費		900	—	900
新株発行費		—	—	150
株式公開関連費用		—	—	33,294
売上債権の増減額 (増加： △)		△73,306	△64,286	△171,887
たな卸資産の増減額 (増加： △)		△1,734	14,217	880
仕入債務の増減額 (減少： △)		50,746	78,234	93,984
前受金の増減額 (減少：△)		763	4,016	335
前渡金の増減額 (増加：△)		△2,560	2,033	△1,411
未払消費税等の増減額 (減少： △)		△2,405	△5,120	2,041
その他		3,380	△1,171	14,358
小計		16,730	32,162	95,001
利息及び配当金の受取額		3	253	26
利息の支払額		△1,322	△970	△3,639
法人税等の支払額		△530	△2,290	△530
営業活動によるキャッシュ・フロー		14,881	29,155	90,858

		前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△2,583	—	△2,583
無形固定資産の取得による支出		△29,138	△39,849	△59,315
投資有価証券の取得による支出		—	△21,315	—
投資有価証券の売却による収入		—	5,917	—
貸付金の回収による収入		95	—	211
敷金・保証金の差し入れによる支出		△4,500	△300	△500
その他		34	△630	535
投資活動によるキャッシュ・フロー		△36,092	△56,178	△61,651
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入		60,000	—	60,000
長期借入金の返済による支出		△30,956	△58,735	△68,446
社債の発行による収入		49,100	—	49,100
社債の償還による支出		—	△8,000	△8,000
株式発行による収入		—	—	918,600
ストックオプションの権利行使による収入		—	19,300	—
株式公開関連費用による支出		—	—	△28,324
財務活動によるキャッシュ・フロー		78,144	△47,435	922,929
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		56,933	△74,458	952,136
V 現金及び現金同等物の期首残高		96,240	1,048,376	96,240
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※ 1	153,173	973,918	1,048,376

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 _____ (2)たな卸資産 商品 個別法による原価法によっております。	(1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2)たな卸資産 商品 同左	(1)有価証券 _____ (2)たな卸資産 商品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 建物・・・・・・3～15年 工具器具備品・・・・5～6年 (2) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 販売促進引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成18年4月30日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	_____	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
_____	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,155,016千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	_____

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年10月31日)	当中間会計期間末 (平成18年10月31日)	前事業年度末 (平成18年4月30日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,188千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,637千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,650千円
※ 2. 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税は、相殺の うえ、金額の重要性が乏しいため、流 動負債の「その他」に含めて表示して おります。	※ 2. 消費税等の取扱い 同左	※ 2. 消費税等の取扱い _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
※ 1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3千円	※ 1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 83千円 受取配当金 228千円	※ 1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 27千円
※ 2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,668千円 社債利息 123千円 社債発行費 900千円	※ 2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 604千円 社債利息 374千円	※ 2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,316千円 社債利息 492千円 社債発行費 900千円 新株発行費 150千円 株式公開関連費用 33,294千円
3. 減価償却実施額 有形固定資産 1,176千円 無形固定資産 7,937千円	3. 減価償却実施額 有形固定資産 987千円 無形固定資産 10,631千円	3. 減価償却実施額 有形固定資産 2,638千円 無形固定資産 17,778千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成18年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株 式数 (株)	当中間会計期間減少株 式数 (株)	当中間会計期間末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,808	102	—	8,910
合計	8,808	102	—	8,910

(注) 発行済株式の増加102株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計期 間末残高
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期 間末	
平成12年7月25日 定時株主総会決議 新株引受権 (注)1	普通株式	8	—	8	—	—
平成16年7月30日 定時株主総会決議 第1回新株予約権 (注)2	普通株式	866	—	96	770	—
平成17年7月29日 定時株主総会決議 第2回新株予約権 (注)3	普通株式	148	—	6	148	—
合計	—	1,022	—	110	912	—

(注) 1. 当該新株予約権の減少は、権利行使によるものです。

(注) 2. 当該新株予約権の減少のうち、94株は権利行使によるものであり、2株は権利喪失によるものであります。

(注) 3. 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。 また、当該新株予約権の減少は、権利喪失によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)
※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年10月31日現在) 現金及び預金勘定 153,173千円 現金及び現金同等物 153,173千円	※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年10月31日現在) 現金及び預金勘定 873,900千円 有価証券勘定 100,018千円 計 973,918千円 現金及び現金同等物 973,918千円	※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年 4月30日現在) 現金及び預金勘定 1,048,376千円 現金及び現金同等物 1,048,376千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1日 至 平成18年 4月30日)																												
前中間会計期間のリース取引の重要性が乏しいため、注記を省略しております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																												
	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (千円)</td><td>減価償却累計額相当額 (千円)</td><td>中間期末残高相当額 (千円)</td></tr><tr><td>工具器具及び備品</td><td>26,935</td><td>1,496</td><td>25,438</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3,108</td><td>414</td><td>2,694</td></tr><tr><td>合計</td><td>30,043</td><td>1,910</td><td>28,132</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	26,935	1,496	25,438	ソフトウェア	3,108	414	2,694	合計	30,043	1,910	28,132	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (千円)</td><td>減価償却累計額相当額 (千円)</td><td>中間期末残高相当額 (千円)</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3,108</td><td>103</td><td>3,004</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,108</td><td>103</td><td>3,004</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,108	103	3,004	合計	3,108	103	3,004
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																										
	工具器具及び備品	26,935	1,496	25,438																										
	ソフトウェア	3,108	414	2,694																										
	合計	30,043	1,910	28,132																										
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																										
	ソフトウェア	3,108	103	3,004																										
	合計	3,108	103	3,004																										
	なお、取得価格相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価格相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																												
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																													
1 年内 5,110千円	1 年内 621千円																													
1 年超 23,021千円	1 年超 2,382千円																													
合計 28,132千円	合計 3,004千円																													
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																													
(3) 支払リース料、減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額																													
支払リース料 1,807千円	支払リース料 103千円																													
減価償却費相当額 1,807千円	減価償却費相当額 103千円																													
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																													
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。	同左																													
(減損損失について)	(減損損失について)																													
リース資産に配分された減損損失はありません。	同左																													

（有価証券関係）

前中間会計期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）

当社は、有価証券を保有していないため、該当事項はありません

当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
投資信託	10,000	9,721	△278
合計	10,000	9,721	△278

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	6,045
フリーファイナンシャルファンド	100,018

前事業年度（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）

当社は、有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前中間会計期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）、当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）及び前事業年度（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前中間会計期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）、当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）及び前事業年度（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
1株当たり純資産額 40,038円08銭 1株当たり中間純利益金額 6,818円48銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社は非上場であるため、期中平均株価が把握できておりませんので記載しておりません。	1株当たり純資産額 129,631円53銭 1株当たり中間純損失金額 8,800円85銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、一株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 137,820円94銭 1株当たり当期純利益金額 19,438円45銭 潜在株式調整後一株あたり 当期純利益金額 15,966円75銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(△純損失) (千円)	35,428	△77,931	122,267
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(△純損失)(千円)	35,428	△77,931	122,267
期中平均株式数(株)	5,196	8,855	6,290
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	-	-	2,067
(うち新株引受権)	(-)	(-)	(1,367)
(うち新株予約権)	(-)	(-)	(700)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回無担保新株引受権付社債 (新株引受権の残高300千円) 新株引受権 (平成12年7月31日発行 20個) 新株予約権 (平成16年8月6日発行 866個) (平成17年8月12日発行136個) (平成17年10月21日発行13個)	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 5月 1 日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5月 1 日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5月 1 日 至 平成18年 4月30日)
(資本の増加について) 新株引受権付社債に付された新株引受権の行使に伴う新株発行により、下記のとおり平成17年11月25日に払込が終了いたしました。 ①発行新株式の種類 普通株式 ②発行新株式数 2,400株 ③行使価格 1株当たり12,500円 ④行使価格の総額 30,000千円 ⑤資本組入額 1株当たり6,250円 ⑥資本組入額の総額 15,000千円 ⑦新株引受権行使日 平成17年11月25日 ⑧配当起算日 平成17年11月1日 ⑨資金の使途 運転資金に30,000千円を充当する予定であります。	_____	_____

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）平成18年7月31日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年 2 月24日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安浪 重樹	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 隆司	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成17年5月1日から平成18年4月30日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成17年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年5月1日から平成17年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 1 月25日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

井上 隆司 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

佐々田 博信 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社の平成18年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年5月1日から平成18年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。